

指 導 検 査 基 準（指 定 重 度 障 害 者 等 包 括 支 援）

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

「都条例 155」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例（平成 24 年東京都条例第 155 号）

「都規則 175」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例施行規則（平成 24 年東京都施行規則第 175 号）

「障発 1206001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）

「平 18 厚労告 523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）

「平 18 厚労告 548」＝厚生労働大臣が定める者（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 548 号）

「平 18 厚労告 543」＝厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 543 号）

「障発 1031001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方（ 観 点 ）	根 拠 法 令	備 考
第 1 基本方針	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立った指定重度障害者等包括支援の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものであるか。</p>	<p>都条例 155 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 3 項</p> <p>都条例 155 第 111 条</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p> <p>3 管理者</p>	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）又は指定障害者支援施設の人員に関する基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援計画の作成や総合的なサービス調整が必要であることから、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、サービス提供責任者を1人以上置いているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として、次のいずれにも該当する者か。 ア 相談支援専門員 イ 重度障害者等包括支援利用者に対する入浴、排泄、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>(3) 1人以上は常勤となっているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において専ら当該指定重度障害者等包括支援事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>支援法第43条第1項</p> <p>都条例155第112条第1項</p> <p>都条例155第112条第2項 障発1206001通知第七の1の(1)①</p> <p>都条例155第112条第3項 障発1206001通知第七の1の(1)①</p> <p>都条例155第112条第4項</p> <p>都条例155第113条 準用(第6条)</p>	
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備及び備品等</p>	<p>指定重度障害者等包括支援事業所は、指定重度障害者等包括支援事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定重度障害者等包括支援の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。 (2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。 (3) 必要な設備及び備品等を確保しているか。 （特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。）</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155第114条 準用(第8条第1項) 障発1206001通知第七の2 準用(第三の2)</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 実施主体</p> <p>2 事業所の体制</p> <p>3 障害福祉サービスの提供に係る基準</p>	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。）又は指定障害者支援施設となっているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第1の(3)の規定にのっとり障害福祉サービスを提供できる者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供出来る体制を有しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有しているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は提供者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）又は東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第137号）に規定する基準を満たしているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所又は委託を受けた提供者の従事者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせていないか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は提供者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、当該障害福祉サービスごとにこの条例（都条例155）に規定する基準を満たしているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155第115条</p> <p>都条例155第116条第1項</p> <p>都条例155第116条第2項</p> <p>都条例155第116条第3項</p> <p>都条例155第117条第1項</p> <p>都条例155第117条第2項</p> <p>都条例155第117条第3項</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
4 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、支給決定障害者等が指定重度障害者等包括支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度障害者等包括支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定重度障害者等包括支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定重度障害者等包括支援の内容</p> <p>ウ 当該指定重度障害者等包括支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定重度障害者等包括支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定重度障害者等包括支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 13 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 13 条第 2 項)</p> <p>社会福祉法 第 77 条第 1 項</p> <p>社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項</p> <p>障発 1206001 通知 第七の 3 (7)</p> <p>準用 (第三の 3(1))</p>	
5 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、当該事業者及びその事業所の名称、当該指定重度障害者等包括支援の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定重度障害者等包括支援の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>また、当該契約に係る指定重度障害者等包括支援の提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定重度障害者等包括支援の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対して、遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対して、遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 14 条第 1 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第七の 3 (7)</p> <p>準用 (第三の 3(2)①)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 14 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 14 条第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 14 条第 4 項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
6 提供拒否の禁止	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、正当な理由がなく指定重度障害者等包括支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由とは</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じられない場合。 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。 (3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申し込みがあった場合その他以外の申込みであって、利用申込者に対し自ら適切な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難な場合。 (4) 入院治療が必要な場合をいう。 	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 15 条) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (3))</p>	
7 連絡調整に対する協力	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用について区市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 16 条) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3(4))</p>	
8 サービス提供困難時の対応	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定重度障害者等包括支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 17 条)</p>	
9 受給資格の確認	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 18 条)</p>	
10 介護給付費の支給の申請に係る援助	<ol style="list-style-type: none"> (1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申し込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。 	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 19 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 19 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
11 心身の状況等の把握	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例 155 第 121 条 準用(第 20 条)	
12 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例 155 第 121 条 準用(第 21 条第 1 項) 都条例 155 第 121 条 準用(第 21 条第 2 項)	
13 身分を証する書類の携行	指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。証書等に当該指定重度障害者等包括支援事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	都条例 155 第 121 条 準用(第 22 条) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (8))	
14 サービスの提供の記録	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、当該指定重度障害者等包括支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定重度障害者等包括支援の提供を受けたことについて確認をしているか。	都条例 155 第 121 条 準用(第 23 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (9) ①) 都条例 155 第 121 条 準用(第 23 条第 2 項)	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
15 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。16の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、16の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>※指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 指定重度障害者等包括支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 24 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (10))</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 24 条第 2 項)</p>	
16 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行なう指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額として、重度障害者等包括支援サービス費の基準額の 1 割（ただし、支援法第 31 条の規定の適用により介護給付費の給付率が 9 割でない場合については、それに応じた割合とし、負担上限月額を上限とする。）の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)及び(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度障害者等包括支援を提供する場合、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 25 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (11) ①)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 25 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 25 条第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 25 条第 4 項)</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
17 介護給付費の額に係る通知等	<p>(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援に指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定重度障害者等包括支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 25 条第 5 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 27 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 27 条第 2 項)</p>	
18 指定重度障害者等包括支援の取扱方針	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、サービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p>	<p>都条例 155 第 120 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 120 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 120 条第 3 項</p>	
19 サービス利用計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援サービス利用計画(利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下「サービス利用計画」という。))を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に対してその内容を説明し、当該サービス利用計画を交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 118 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 118 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 118 条第 3 項</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
20 緊急時等の対応	<p>(4) サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後に、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行っているか。 サービス提供責任者は、サービス利用計画の変更の際も(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 118 条第 4 項</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 32 条) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (17))</p>	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 33 条)</p>	
22 管理者の責務	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、サービス管理責任者に当該指定重度障害者等包括支援に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者に、都条例 155（指定障害福祉サービス条例）第 6 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 53 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 53 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 53 条第 3 項)</p>	
23 運営規程	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数 (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする利用者 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例 155 第 119 条</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
23 の 2 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供を継続艇に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定柔道障害者等包括支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 12 条の 2 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 12 条の 2 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 12 条の 2 第 3 項</p>	
24 衛生管理等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。 なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業員に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施すること。 また、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 34 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 34 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (23))</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用 (第 34 条第 3 項)</p>	
25 掲示	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者 等包括支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等（備え付けによる閲覧も可）しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 35 条)</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
26 秘密保持等	<p>(1) 管理者及び指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、他の指定重度障害者等包括支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 36 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 36 条第 2 項) 都条例 155 第 121 条 準用(第 36 条第 3 項)</p>	
27 情報の提供等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度障害者等包括支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 37 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 37 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
28 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行なう者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定重度障害者等包括支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行なう者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 38 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 38 条第 2 項)</p>	
29 苦情解決	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、改善の内容を都道府県知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定重度障害者等包括支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、当該都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、改善の内容を都道府県知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 4 項)</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
30 事故発生時の対応	<p>(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は区市町村長が行う調査に協力し、当該都道府県知事又は区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定重度障害者等包括支援事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正化委員会が調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じているか。また、指定重度障害者等包括支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等） コ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 5 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 3～5 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 6 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 40 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 40 条第 2 項)</p>	
31 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および期間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 35 条の 2 第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 35 条の 2 第 2 項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
32 虐待等の禁止	<p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催すること。なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること、</p> <p>ウ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>イ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 35 条の 2 第 3 項) 規則 175 第 4 条の 3</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 40 条の 2) 規則 175 第 4 条の 4</p>	
33 会計の区分	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において経理を区分するとともに、指定重度障害者等包括支援の事業の会計をその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 41 条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
34 記録の整備	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 14に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係る記録</p> <p>イ 19に規定する重度障害者等包括支援計画</p> <p>ウ 29に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>エ 21に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>オ 31に規定する身体的拘束等の記録</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 42 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 42 条第 2 項)</p>	
第 5 届出等			
1 変更の届出	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、法施行規則第 34 条の 23 第 1 項第 5 号に掲げる事項（法施行規則第 34 条の 12 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第 5 号から第 9 号までに掲げる事項）に変更があったときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※ 指定重度障害者等包括支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>(1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地</p> <p>(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>(3) 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>(4) 提供する障害福祉サービスの種類</p> <p>(5) 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地</p> <p>(6) 事業所の平面図</p> <p>(7) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>(8) 運営規程</p> <p>(9) 第 4 の 2 の (3) の医療機関との協力体制の概要</p> <p>(10) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項</p>	<p>支援法第 46 条第 1 項 支援法施行規則第 34 条 の 23 第 1 項第 5 号 支援法施行規則第 34 条 の 12 第 1 項</p>	
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所及び施設の数が 1 以上 20 未満の指定事業者等 (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p>	<p>支援法第 42 条第 3 項 支援法第 51 条の 2 第 1 項 支援法規則第 34 条の 27</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
第 6 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い 1 基 本 事 項	イ 指定を受けている事業所及び施設の数が 20 以上 100 未満の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 指定を受けている事業所及び施設の数 100 以上の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(指定事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。) また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (指定を受けている事業所及び施設の数 20 以上の指定事業者等に限る。) エ 業務執行の状況の監査の方法の概要 (指定を受けている事業所及び施設の数 100 以上の指定事業者等に限る。) また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。	支援法第 51 条の 2 第 2 項 支援法規則第 34 条の 28	
		支援法第 29 条第 3 項	
	(1) 指定重度障害者等包括支援に要する費用の額は、平成 18 厚労告 523 の別表「介護給付費等単位数表」の第 1 により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (2) (1) の規定により、指定重度障害者等包括支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 18 厚 労 告 523 の 一 平 18 厚 労 告 539 平 18 厚 労 告 523 の 二	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
2 重度障害者等包括支援サービス費	<p>(1) 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6（障害児にあっては、これに相当する支援の度合い）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>※「算定」について 重度障害者等包括支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービス内容を記載した重度障害者等包括支援計画に基づいて行われる必要があるが、障害者の状態等に応じて柔軟にサービスを提供する重度障害者等包括支援の趣旨を踏まえ、重度障害者等包括支援を行った場合には、実際に要した時間により算定することとする。 なお、重度障害者等包括支援計画で定めたサービス提供時内容や提供時間に大幅な乖離があり、実際のサービス提供と合致しない状況が続く場合には、当然に重度障害者等包括支援計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>※対象者 ① 平18厚労告523別表第2の1（重度訪問介護費サービス費）の注1の(1)に規定する利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。 ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 イ 最重度の知的障害のある者 ② 平18厚労告543の二二に定める基準を満たしていること。</p> <p>(2) 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費を算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523別表第8の1の注1 障発1031001通知第二の2(8)① 障発1031001通知第二の2(8)②</p> <p>平18厚労告523別表第8の1の注1(1)</p> <p>平18厚労告523別表第8の1の注1(2) 平18厚労告543の二二準用（平18厚労告543の四）</p> <p>平18厚労告523別表第8の1の注6</p>	
3 2人の居宅介護従業者により行った場合	<p>指定重度障害者等包括支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める要件」 (1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)又は(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平18厚労告523別表第8の1の注2 障発1031001通知第二の2(8)③ 準用(第二の2(1)⑬の(一)) 平18厚労告546一</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
4 喀痰吸引等支援体制加算	指定重度障害者等包括支援事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、喀痰吸引等を行う場合は、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で喀痰吸引等を行った場合に限っているか。	平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 注 社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項	
5 初回加算	指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画（指定障害福祉サービス基準第 134 条第 1 項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 2 注 障発 1031001 通知 第二の 2(8) ⑦ 準用(第二の 2(1) ⑱ (一))	
6 医療連携体制加算	<p>(1) 短期入所を提供する場合については、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として短期入所を提供した場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1)医療連携体制加算(I) 600 単位 (2)医療連携体制加算(II) 300 単位 (3)医療連携体制加算(III) 500 単位 (4)医療連携体制加算(IV) 100 単位 (5)医療連携体制加算(V) 1,000 単位 (6)医療連携体制加算(VI) 500 単位</p> <p>イ (1)の(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等又は第 10 の 1 の 2 の注 1 に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者（注 4、注 7 及び注 8 において「指定生活介護等利用者」という。）については、算定しない。</p> <p>ロ (1)の(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が 2 以上の利用者に対して看護を行った場合に、1 回の訪問につき 8 名を限度として、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。</p> <p>ハ (1)の(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ニ (1)の(4)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 1 障発 1031001 通知 第二の 2(8) ⑧ 準用(第二の 2(7) ⑯)</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 3</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 4</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 5</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 6</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
	<p>ホ (1)の(5)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して、1日あたりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。</p> <p>へ (1)の(6)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して、1日あたりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。</p> <p>ト (1)の(5)及び(6)については、イの(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(2) 共同生活援助を提供する場合については、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として共同生活援助を提供した場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) 500 単位 (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) 250 単位 (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) 500 単位 (4) 医療連携体制加算(Ⅳ) 100 単位</p> <p>イ (2)の(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者(精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者を除く。以下この注10及び注11において同じ。)に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ロ (2)の(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ハ (2)の(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ニ (2)の(4)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 7</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 8</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 9</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 2</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 10</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 11</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 12</p> <p>平 18 厚 労 告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 13</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
7 送迎加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める送迎(平 24 厚生労働省告示第 268 号。)を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定重度障害者等包括支援事業所(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この 2 の 4 において同じ。)において、利用者に対して、その居宅等と指定重度障害者等包括支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。</p> <p>(2) 別に厚生労働大臣が定める送迎(平 24 厚生労働省告示第 268 号。)を実施している場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 4 注 1 障発 1031001 通知 第二の 2(8) ⑨ 準用(第二の 2(7) ㉔) 平 24 厚労告 268 三</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 4 注 2 平 24 厚労告 268 三</p>	
8 地域生活移行個別支援特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準(平 18 厚生労働省告示第 551 号。)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3 年以内(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。))に基づく通院期間の延長を行った場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 5 注 障発 1031001 通知 第二の 2(8) ⑩ 準用(第二の 3(6) ⑰) 平 18 厚労告 551 二の三 イ</p>	
9 精神障害者地域移行特別加算	<p>指定障害福祉サービス基準第 135 条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第 127 条の規定により指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を 1 人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に 1 年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから 1 年以内のものに対し、重度障害者等包括支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 6 注 障発 1031001 通知 第二の 2(8) ⑪ 準用(第二の 3(6) ⑱)</p>	
10 強度行動障害者地域移行特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準(平 18 厚生労働省告示第 551 号。)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等(児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)に 1 年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから 1 年以内のものうち、別に厚生労働大臣が定める基準(平 18 厚生労働省告示第 543 号。)に適合すると認められた利用者に対し、重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 7 注 障発 1031001 通知 第二の 2(8) ⑫ 準用(第二の 3(6) ⑲) 平 18 厚労告 551 二の三 ロ 平 18 厚労告 543 二二</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
11 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 第6の2から3までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 第6の2から3までにより算定した単位数の1000分の465に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 第6の2から3により算定した単位数の1000分の36に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 当該指定重度障害者等包括支援事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該重度障害者等包括支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 3 の注 障発 1031001 通知 第二の 2(8) ⑬ 準用(第二の 2(1) ⑳)</p> <p>平 18 厚労告 543 の二十 三 準用(平 18 厚労告 543 の二)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
	<p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定重度障害者等包括支援事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) 平成27年4月から(イ)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（カ）まで、キの（一）から（四）まで及び（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）アの（ア）から（カ）までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>（イ）次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 （一）次に掲げる要件のいずれにも適合すること a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 平成20年10月からアの(イ)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、2から10までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(ア) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(イ) 当該指定重度障害者等包括支援事業所(介護給付費等単位数表第8の1の注1に規定する指定重度障害者等包括支援短期入所をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。</p> <p>(ウ) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(研修等により専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p>	平 18 厚 労 告 523 別 表 第 8 の 4 の 注 平 18 厚 労 告 543 の 二 十 四 の 二	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
	<p>(エ) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>イ 当該指定重度障害者等包括支援事業所において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により、事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該指定重度障害者等包括支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>カ 平成20年10月からイの届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>キ カの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>		